

障害者雇用の進め方セミナー

アーカイブ配信

令和8年3月31日(火)
まで動画を公開

令和7年3月17日に実施しました「医療機関向け 障害者雇用の進め方セミナー」のプログラムの一部、【医療現場における障害者雇用の進め方】の動画をアーカイブ配信いたします。

民間企業の障害者雇用率制度については、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下がり、令和8年7月には法定雇用率が2.7%へと引き上げられ、特に医療分野においては、障害者雇用の推進が喫緊の課題となっています。

当セミナーでは、医療機関における障害者雇用の進め方をご説明します。ぜひご視聴ください。

(医療機関以外の事業所も障害者雇用のヒントになるプログラムです。)

■ **対象** 医療機関等の経営者、人事・労務等担当者 等

■ 内容

医療現場における障害者雇用の進め方 ～タスクシフトで働き方改革～ (約65分)

- ・障害についての理解
- ・病院における障害者雇用の課題
- ・病院での障害者雇用の業務例～タスクシフトで効率アップ～
- ・後悔しない障害者雇用への道筋
- ・医療機関でのスタッフの配置の仕方



■ **講師** 医療機関の障害者雇用ネットワーク 代表 依田 晶男氏

■ 視聴方法

- ・事前申込は不要です。
- ・動画視聴は下記のアドレスまたは二次元バーコードからご覧下さい。
- ・動画スライド資料は、YouTubeの概要欄のリンク先からダウンロードできます。

■ **視聴期間** 令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)まで

■ YouTubeチャンネル（大阪労働局）

<https://www.youtube.com/watch?v=-ZeXNf5bMnM>



大阪労働局【アーカイブ配信】医療機関向け障害者雇用の進め方セミナー

検索



■ セミナーのお問い合わせ ■

大阪労働局 職業安定部 職業対策課 障害者雇用対策係 Tel : 06-4790-6310

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

② 除外率が引き下げられました。（令和7年4月）

令和7年4月1日から除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。（これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。）

Point

③ 障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶ 「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶ 障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）

